

KG-NET・関西圏地盤情報協議会  
(KG-C: Kansai Geo-informatics Council)

規約・内規

令和3年12月1日

## 関西圏地盤情報協議会 規約

平成17年4月1日制定  
令和3年12月1日改定

**(名 称)**

第1条 この協議会は、関西圏地盤情報協議会（以下、「協議会」という）と称す。また、英語名は Kansai Geo-informatics Council とし、略称を KG-C とする。

**(目 的)**

第2条 協議会は、関西圏地盤情報ネットワーク（以下、「KG-NET」という）を形成する組織の一つとして、関西圏地盤DB運営機構（以下、「KG-A」という）及び関西圏地盤研究会（以下、「KG-R」という）と協力し、関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）を“関西圏の財産”と位置づけ、関西圏における地盤情報活用の更なる発展を担うため、次の役割を果たすことを目的とする。

- ・ 関西圏における地盤情報活用の促進・連携
- ・ データベースの維持・活用及び地盤研究の支援

**(活 動)**

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) データベースの管理
- (2) 地盤情報活用方策の検討・企画
- (3) 地盤情報活用のための組織間の連携・調整
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な活動

2 協議会は、国土交通省近畿地方整備局（以下、「整備局」という）が主催する。

**(構成員)**

第4条 協議会の構成員は、第2条の目的に賛同する次の4種とする。

- (1) 行政構成員 ・ 官公庁
- (2) 公益構成員 ・ 公共および公益を目的とする法人
- (3) 学識構成員 ・ 協議会が委嘱する学識者
- (4) 協会構成員 ・ 民間の代表組織（各種協会）

2 構成員は、代表者と幹事（実務担当者）を選任し、協議会に届ける。

3 構成員は、総会における各1個の表決権を有する。

4 行政構成員と公益構成員は、協議会に地盤調査情報を提供することを責務とする。

**(入会および退会)**

第5条 入会を希望するものは、入会申込書を協議会に提出し、協議会総会の承認を得なければ

ならない。

- 2 構成員は、次の場合に協議会を退会する。
  - (1) 構成員である法人・組織が解散したとき
  - (2) 構成員が書面をもって会長に退会の届出をしたとき

#### (役員等)

第6条 協議会には、会の円滑な運営を図るために次の役職からなる役員を置く。

- (1) 会長 1名 (整備局 企画部長)
  - (2) 副会長 3名 (整備局 港湾空港部長, 関西電力 土木部長, KG-R 委員長)
  - (3) 幹事長 1名 (整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長)
  - (4) 副幹事長 1名 (整備局 企画部技術調査課長)
- 2 役員の役職を変更するときは、総会の承認を受ける。
  - 3 役員の諮問に応じる顧問を若干名置くことができる。顧問は、会長が委嘱し、任期は1年として再任は妨げない。

#### (会長および副会長の役割)

第7条 会長は、協議会の代表であり、総会の議長を務める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときにはその職務を代行する。

#### (総会)

第8条 協議会の意志決定機関として総会を置く。

- 2 総会は、構成員により構成する。
- 3 総会は、毎年開催する。臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

#### (総会定足数と議決)

第9条 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。(書面の回答も出席と見なす。)

- 2 総会の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (幹事会)

第10条 協議会の運営のため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、構成員の幹事で構成する。
- 3 幹事会の運営は、幹事長と副幹事長が務める。

#### (データベース)

第11条 データベースは、「関西圏地盤情報ネットワーク 協定書」に従い、KG-NET内で共有の財産として互いに利用を図る。

- 2 データベースの利用は、KG-Aを介して行う。

**(資産と運営費)**

第12条 協議会の資産は、データベースのみとする。

2 協議会の運営に関わる経費は、整備局が負担する。

**(規約の改定)**

第13条 協議会の規約を改定しようとする時は、総会出席構成員の2分の1以上の同意をもって決議しなければならない。

**(解 散)**

第14条 総会の議決に基づいて協議会を解散する場合は、構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

**(事務局)**

第15条 協議会の事務局は、整備局の企画部と港湾空港部が務める。

**(付 則)**

この規約は、関西圏地盤情報の活用協議会が承認し、KG-NETが活動を開始する日から施行する。

## 関西圏地盤情報協議会 内規

平成17年4月1日制定

令和3年12月1日改定

### 第1章 総則

第1条 関西圏地盤情報協議会（以下、「協議会」という）の会務運営等については、この内規の定めるところによる。

### 第2章 総会

第2条 総会は、会長が招集する。

2 総会に付議する事項は、次のとおりである。

- (1) 関西圏地盤情報活用に関わる議題
- (2) 関西圏地盤DB運営機構（以下、「KG-A」という）及び関西圏地盤研究会（以下、「KG-R」という）の事業報告、事業計画
- (3) 規約・内規の改正
- (4) 役員の様職変更の承認
- (5) 入会の承認、退会の報告
- (6) その他、協議会運営に必要な事項

3 臨時総会は通信によって行うこともできる。この場合は回答者をもって出席者とみなす。

### 第3章 幹事会

第3条 幹事会は、年1回以上を原則として幹事長が必要と認めたときに開催する。

2 幹事会に付議する事項は、次のとおりである。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) KG-Aの運営に関わる事項
- (3) 入退会に関する事項
- (4) その他、会務の遂行について必要な事項

3 幹事長は、協議会の円滑な運営のために、企画部会を開催することができる。部員は、幹事長が幹事の中より指名する。

### 第4章 データベース

第4条 関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）の本体は、KG-Aのコンピュータ・システム上に設置する。

2 構成員から提供された地盤調査情報は、協議会がKG-Aへ貸与し、データベースへ登録する。構成員は担当者を選任し、協議会及びKG-Aと連携して円滑な提供に努める。

3 データベースは、関西圏地盤情報ネットワーク内での利用を原則とする。また、行政構

会員と公益構成員および KG-A の DB 利用会員には、デジタルデータ（生データ）の貸出しを有償で認める。その実務は、KG-A が行う。

- 4 学識構成員には地盤研究活動のためにデータベースを無償で提供する。この手続きは KG-A が行う。また、大学等の研究者がデータベースの利用を希望する場合は、研究利用調書の提出を求め、KG-R 委員長の承認をもって無償で提供する。利用者は、研究成果を協議会に報告する義務を負う。

## 第5章 資産

第5条 関西圏地盤情報の活用協議会（前協議会）の資産は、以下の扱いとする。

- (1) 協議会運営費繰越金 ・・ KG-A の運営資金とする。
- (2) 地盤研究会運営費繰越金 ・・ KG-R の運営資金とする。
- (3) 出版書籍等 ・・ KG-A が販売実務を引継ぎ、その収益はデータベース入力費に充てる。

## 第6章 事務局

第6条 事務局は、協議会運営に関する次の実務を行う。

- (1) 総会、幹事会の開催に関する実務
- (2) KG-A 及び KG-R との連絡窓口
- (3) その他、協議会運営に関わる実務

（付 則）

この内規は、関西圏地盤情報協議会が活動を開始する日から適用する。